

京 都 大 学 大 学 評 価 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内</p> <p>(4)・(5) } (略)</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) } (同 左)</p> <p>(3) 部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)の教職員 20名以内</p> <p>(4)・(5) } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学人事審査委員会規程 (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 委員会に関する事務は、<u>人事部人事・労務課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局人権委員会)</p> <p>第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>企画部国際交流課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における教員評価の実施に関する規程 (平成19年達示第71号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 教員評価の実施に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における年俸制教員の評価に関する規程 (平成26年達示第57号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2・3 } (略)</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査</p>	<p>第18条 国際交流会館に関する事務は、<u>国際・共通教育推進部留学生支援課</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 教員評価の実施に関する事務は、<u>人事部人事・労務課</u>において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 年俸制教員の評価に関する事務は、<u>人事部人事・労務課</u>において処理する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節並びに第9節から第12節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボスト</p>

改 正 前	改 正 後
<p>室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)～(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則 (平成16年達示第75号)</p> <p>(前 略) (雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、<u>総務担当の理事</u>が定める。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程 (平成26年達示第55号)</p> <p>(前 略) (クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事)(以下「学系等の長」という。)に、対象特定教員及び対象特</p>	<p>オフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(7) }</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (同 左)</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、<u>人事担当の理事</u>が定める。</p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 対象教職員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに所定の申請書を対象教員にあっては、所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事)(以下「学系等の長」という。)に、対象特定教員及び対象特</p>

改 正 前	改 正 後
<p>定職員にあつては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>定職員にあつては、所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）の長（以下「部局の長」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>3・4 (略) (後 略)</p>	<p>3・4 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程 (平成26年達示第56号)</p>	
<p>(前 略) (雑則) 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は<u>総務担当の理事</u>が定める。 (後 略)</p>	<p>(雑則) 第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は<u>人事担当の理事</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p>	
<p>(前 略) (部局の長の責務) 第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（事務本部にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>	<p>(部局の長の責務) 第4条 部局（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。）の長（事務本部にあつては、<u>人事担当の理事</u>。以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>
<p>(中 略) (相談等への対応) 第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を<u>学生総合支援センター及び公正調査監査室</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p>	<p>(相談等への対応) 第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談等」という。）に対応するため、全学の相談窓口を<u>公正調査監査室</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の相談窓口相談員複数名を置く。</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>学生総合支援センター又は公正調査監査室</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては公正調査監査室の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まなければならない。</p>
<p>京都大学教員表彰規程 (平成24年達示第63号)</p>	
<p>(前 略) (候補者の推薦)</p>	
<p>第3条 理事及び部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)の長は、前条各号の一に該当すると認められる教員を総長に推薦することができる。</p> <p>(選考)</p>	<p>第3条 理事及び部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)の長は、前条各号の一に該当すると認められる教員を総長に推薦することができる。</p> <p>(選考)</p>
<p>第4条 京都大学孜孜賞の選考を行うため、本学に教員表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	<p>第4条</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務担当の理事</u></p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) }</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3</p> <p>(1) }</p> <p>(2) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p>
<p>4</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。</p>	<p>4 (同 左)</p> <p>第5条</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 委員長に事故があるときは、<u>総務担当の理事</u>がその職務を代行する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p>	<p>2</p> <p>3 委員長に事故があるときは、<u>人事担当の理事</u>がその職務を代行する。</p> <p>(事務)</p>
<p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、<u>人事部人事企画課</u>において処理する。</p> <p>(中 略)</p>	<p>第9条 前各条に定める表彰に関する事務は、<u>人事部人事・労務課</u>において処理する。</p>
<p>第11条 この規程に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、<u>総務担当の理事</u>が定める。</p>	<p>第11条 この規程に定めるもののほか、教員の表彰に関し必要な事項は、<u>人事担当の理事</u>が定める。</p>
<p>国立大学法人京都大学教職員早期退職規程 (平成21年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p>	

改正前	改正後
<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)にあっては所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事)、教員以外の教職員にあっては所属する部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)、事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(申出の方法)</p> <p>第4条 早期退職制度により退職を希望する教職員は、当該募集において定められた期間内に、教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)にあっては所属する学系又は全学教員部の長(全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織を担当する理事)、教員以外の教職員にあっては所属する部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)、事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各共通事務部をいう。以下同じ。)の長に対しその旨を申し出なければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(5) } (略)</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程 (令和2年達示第45号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(4) } (略)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) } (同 左)</p> <p>(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(4) } (同 左)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16</p>

改正前	改正後
<p>年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3・4 (略) (中略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、<u>霊長類研究所</u>及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p>	<p>年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>3・4 (同左)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4・5 (略) (中 略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（<u>複合原子力科学研究所、<u>霊長類研究所</u></u>及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学臨床研究等取扱規程 (平成30年達示第36号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2～8 }</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 (略) (教職員等の責務)</p> <p>第3条 教職員等は、臨床研究等の実施に当たっては、高い倫理性及び自己規律を保持し、ヘルシンキ宣言、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）</u>、医薬品医療機器等法、臨床研究法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）その他臨床研究等の実施に関し定められた法令、指針等及び本学の規程（以下「関連法令等」という。）を遵守しなければならない。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前 略)</p>	<p>設等をいう。)をいう。 4・5 (同 左)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（<u>複合原子力科学研究所及び附属図書館</u>にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2～8 }</p> <p>9 この規程において「部局」とは、各研究科、各附属研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び<u>第8節並びに第9節</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>10 (同 左) (教職員等の責務)</p> <p>第3条 教職員等は、臨床研究等の実施に当たっては、高い倫理性及び自己規律を保持し、ヘルシンキ宣言、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>、医薬品医療機器等法、臨床研究法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）その他臨床研究等の実施に関し定められた法令、指針等及び本学の規程（以下「関連法令等」という。）を遵守しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(定義) 第2条 (略) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。 3・4 (略) (中 略) (実施決定の通知) 第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、<u>霊長類研究所</u>及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。 (後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節<u>並びに第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。 3・4 (同 左) (実施決定の通知) 第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部、オープンイノベーション機構及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学寄附金取扱規程 (平成16年達示第99号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 (略) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。 (後 略)</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左) 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節<u>並びに第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学産学共同講座及び産学共同研究部門規程 (平成29年達示第59号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 (略) 2 この規程において「産学共同研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左) 2 この規程において「産学共同研究部門」とは、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する</p>

改正前	改正後
<p>規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる産官学連携による研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、共同研究費等を充てるものをいう。</p> <p>3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程 (平成18年達示第68号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 } (略) 2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程 (平成25年達示第79号)</p> <p>(前 略) (定義) 第2条 } (略) (1)～(4) }</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p>	<p>規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。次項において同じ。）の研究部門若しくはこれに相当する組織において行われる産官学連携による研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費について、共同研究費等を充てるものをいう。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(定義) 第2条 } (同 左) 2～5 }</p> <p>6 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(定義) 第2条 } (同 左) (1)～(4) }</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) (略) (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程 (平成26年達示第38号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第3条 } (略) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (略) (中 略) (統括管理責任者及び副統括管理責任者)</p> <p>第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育について、実務上、本学を統括する権限と責任を有する者として統括管理責任者を置き、財務担当の理事をもって充てる。</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐する者として副統括管理責任者を置き、<u>総務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略) (不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 本学に、競争的研究費等の不正防止実施本部(以下「不正防止実施本部」という。)を置く。</p> <p>2 不正防止実施本部は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 最高管理責任者 (2) 理事(非常勤の理事を除く。) (3) 最高管理責任者が指名する副理事 (4) 副学長(第2号に掲げる者を除く。) (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名</u></p>	<p>(6) (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節及び<u>第8節並びに第9節から第11節まで</u>(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>4 (同 左) (統括管理責任者及び副統括管理責任者)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の統括管理責任者を補佐する者として副統括管理責任者を置き、<u>研究公正担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>(不正防止実施本部)</p> <p>第7条の2 } 2 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) } (7) }</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長及び国際戦略本部長</p> <p>(10) 高等研究院長</p> <p>(11) 最高管理責任者が指名する事務本部の部長</p> <p>(12) その他最高管理責任者が指名する者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、公正調査監査室、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>不正防止実施本部事務室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における安全保障輸出管理に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(令和2年達示第40号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(平成27年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織</p>	<p>するもの 1名</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、<u>学生総合支援機構長</u>、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長、オープンイノベーション機構長、<u>国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p>(10) } (同 左)</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 不正防止実施本部及び不正防止推進室の事務は、研究推進部、公正調査監査室、財務部、人事部ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>不正防止実施本部事務・DX推進室</u>において処理する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p> <p>(3) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び<u>第8節並びに第9節</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(13) (同 左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織</p>

改正前	改正後																																
<p>に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。） 、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～5 （略） （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学安全衛生管理規程 （平成19年達示第8号）</p> <p>（前 略） （用語の定義）</p> <p>第2条 } （略） (1)～(6) }</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。） 、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>（中 略）</p> <p>別表第1 （略） 別表第2（第23条関係）</p>	<p>に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）をいう。） 、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～5 （同 左）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 } （同 左） (1)～(6) }</p> <p>(7) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。） 、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>別表第1 （同 左） 別表第2（第23条関係）</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の名称</th> <th>担当事務部等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場衛生委員会</td> <td>施設部</td> </tr> <tr> <td>病院事業場衛生委員会</td> <td>医学部附属病院事務部</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場衛生委員会</td> <td>宇治地区事務部</td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td>桂地区（工学研究科）事務部</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>複合原子力科学研究所事務部</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場衛生委員会</td> <td>霊長類研究所事務部</td> </tr> <tr> <td>大津事業場衛生委員会</td> <td>理学研究所事務部</td> </tr> </tbody> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	吉田事業場衛生委員会	施設部	病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	桂事業場衛生委員会	桂地区（工学研究科）事務部	熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部	犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部	大津事業場衛生委員会	理学研究所事務部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場衛生委員会の名称</th> <th>担当事務部等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場衛生委員会</td> <td>施設部</td> </tr> <tr> <td>病院事業場衛生委員会</td> <td>医学部附属病院事務部</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場衛生委員会</td> <td>宇治地区事務部</td> </tr> <tr> <td>桂事業場衛生委員会</td> <td>桂地区（工学研究科）事務部</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>複合原子力科学研究所事務部</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場衛生委員会</td> <td>ヒト行動進化研究センター事務部</td> </tr> <tr> <td>大津事業場衛生委員会</td> <td>生態学研究センター事務部</td> </tr> </tbody> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	吉田事業場衛生委員会	施設部	病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	桂事業場衛生委員会	桂地区（工学研究科）事務部	熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部	犬山事業場衛生委員会	ヒト行動進化研究センター事務部	大津事業場衛生委員会	生態学研究センター事務部
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																																
吉田事業場衛生委員会	施設部																																
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部																																
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部																																
桂事業場衛生委員会	桂地区（工学研究科）事務部																																
熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部																																
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部																																
大津事業場衛生委員会	理学研究所事務部																																
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																																
吉田事業場衛生委員会	施設部																																
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部																																
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部																																
桂事業場衛生委員会	桂地区（工学研究科）事務部																																
熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部																																
犬山事業場衛生委員会	ヒト行動進化研究センター事務部																																
大津事業場衛生委員会	生態学研究センター事務部																																
<p style="text-align: center;">京都大学化学物質管理規程 （令和3年達示第66号）</p> <p>（前 略） （定義）</p>	<p>（定義）</p>																																

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 } (略)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。））、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程 (令和元年達示第50号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)~(16) }</p> <p>(17) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。））、事務本部及び各共通事務部であつて、1名以上の登録者が</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。））、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(部局における管理)</p> <p>第4条 部局（各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。以下同じ。）における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。）が管理するものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)~(16) }</p> <p>(17) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。））、事務本部及び各共通事務部で</p>

改 正 前	改 正 後
<p>所属する組織 (18)～(21) (略) (後 略)</p> <p>京都大学における動物実験の実施に関する規程 (平成18年達示第72号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)～(12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程 (平成25年達示第46号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)～(3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>	<p>あって、1名以上の登録者が所属する組織 (18)～(21) (同 左)</p> <p>京都大学における動物実験の実施に関する規程 (平成18年達示第72号)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(12) }</p> <p>(13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) 2 }</p> <p>3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学危機管理規程 (平成23年達示第64号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>(1)・(2) } (3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(6) (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成16年達示第93号)</p> <p>(前 略) (用語の意義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1)～(5) } (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (略) 2 } (後 略)</p>	<p>(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) } (3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4)～(6) (同 左)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) } (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、公正調査監査室及び不正防止実施本部事務・DX推進室並びに各共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (同 左) 2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>